

振 動 防 止 対 策 (道路交通振動に係る規制)

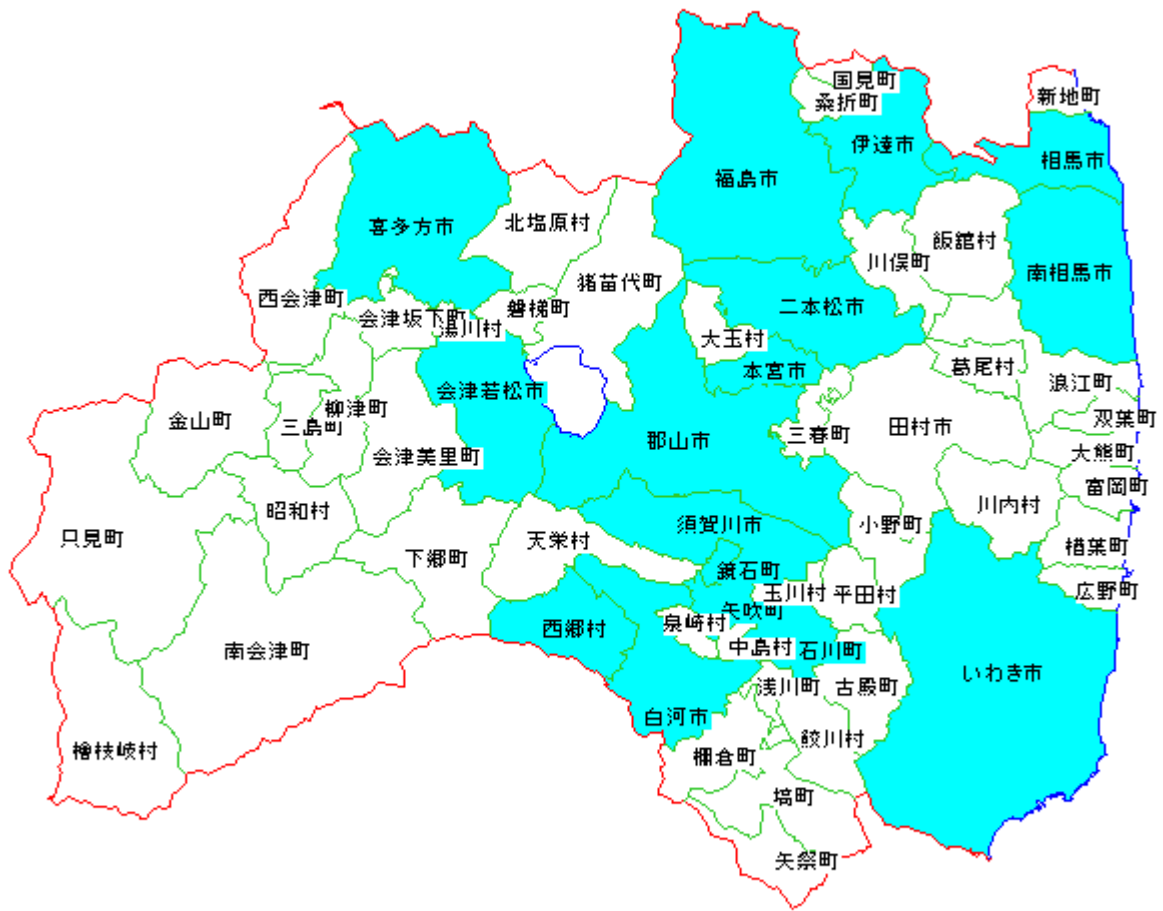
振動規制法に基づく指定地域内において、道路交通振動が一定の限度（「要請限度」という）を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められるとき、市町村長は道路管理者に対し道路交通振動防止のための舗装、維持又は修繕の措置をとるよう要請し、又は県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請することができます。

道路交通振動に係る要請限度は次表のとおりです。

区域の区分		時間の区分	
		昼 間 7:00～19:00	夜 間 19:00～7:00
第一種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域相当	6.5デシベル 以下	6.0デシベル 以下
第二種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域相当、工業専用地域	7.0デシベル 以下	6.5デシベル 以下

振動規制法に基づく指定地域を有する市町村

県北地方	県中地方	県南地方	会津地方	相双地方	いわき地方
福島市	郡山市	白河市	会津若松市	相馬市	いわき市
二本松市	須賀川市	西郷村	喜多方市	南相馬市	
伊達市	鏡石町	矢吹町			
本宮市	石川町				



福島県

振動規制法に基づく指定地域を有する市町村

白地図「KenMap」の地図画像を編集

※ この図は、振動規制法に基づく指定地域を有する市町村を色つきで示したもので、当該市町村のすべての地域が指定地域であるという意味ではありません。指定地域の詳しい範囲については、各市町村へお問い合わせください。（町村部については、県でも問い合わせ可能です。）